

食安輸発第 0616002 号  
平成 18 年 6 月 16 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施及び  
平成 18 年度輸入食品等モニタリング計画の実施について

標記については、平成 18 年 3 月 31 日付け食安輸発第 0331001 号及び同日付け食安輸発第 0331006 号にて通知したところですが、今般、マラカイトグリーンに係る試験法について改正されたことから、下記のとおり改めることとしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願ひします。

記

- 1 平成 18 年 3 月 31 日付け食安輸発第 0331001 号の別表 1 中の台湾産やいととはた及びその加工品（簡易な加工に限る。）及び中国産鰻及びその加工品並びにケツギョ及びその加工品（簡易な加工に限る。）に係るマラカイトグリーンの検査の方法については次のとおりとし、同通知の別表 1 を本通知の別添 1 に改める。

平成 18 年 6 月 16 日付け食安基発第 0616001 号及び食安監発第 0616001 号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」によること。なお、当面の間は、平成 16 年 12 月 16 日付け食安監発第 1216002 号「養殖魚に対するマラカイトグリーンの分析法について」及び平成 18 年 5 月 25 日付け食安輸発第 0525003 号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」により試験を実施しても差し支えない。

- 2 平成 18 年 3 月 31 日付け食安輸発第 0331006 号の別添のⅡの 2 の (2) 中、マラカイトグリーンについては次のとおりとし、同通知の別添を本通知の別添 2 に改める。

平成 18 年 6 月 16 日付け食安基発第 0616001 号及び食安監発第 0616001 号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」によること。なお、当面の間は、平成 16 年 12 月 16 日付け食安監発第 1216002 号「養殖魚に対するマラカイトグリーンの分析法について」及び平成 18 年 5 月 25 日付け食安輸発第 0525003 号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」により試験を実施しても差し支えない。